

クレーム安心保証書

契約書番号 B

お申込みに関しましては必ず裏面の保証規約をご一読いただき、また個人情報の取扱いにご同意ください。

保証対象車両 (記載された内容に相違があった際は保証対象外になる場合がありますのでご注意ください。)

車名				グレード			
車台番号				排気量	CC	色	
年式	昭和 平成	年式	モデル 年式	登録番号			
オーディオ	無・有(純正・社外)			ナビ・TV	無・有(純正・社外)		
アルミホイール	(純正・社外)			その他オプション	無・有(純正・社外)		
走行距離	キロ	エンジンの不具合(無・有) オートマミッションの不具合(無・有) パワーステアリングの不具合(無・有)					
	マイル	サスペンションの不具合(無・有) 走行上の不都合(無・有) (有の場合は不都合な箇所をご記入ください。)					
駐車違反放置違反金未納	(無・有)		修復歴	(無・有)		メーター戻し・交換・走行距離不明	(無・有)
災害歴(水害・ヒョウ害等)				(無・有)			

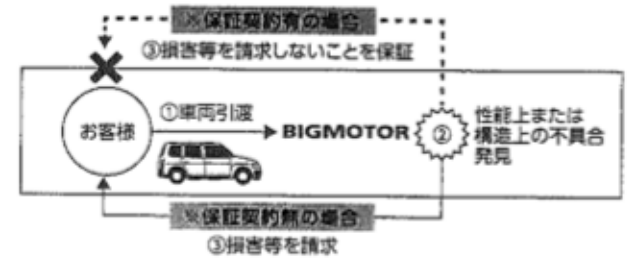
保証の対象となる項目 お客様がビッグモーターへ売却された車両の性能上または構造上の不具合等 (例) ミッション不良 エンジン不良 その他機関不良 水害 メーター交換歴 走行距離不明 など ※詳細は、裏面保証規約別表1にてご確認ください。

クレーム安心保証とは? 大切な売却金額を安心保証!

お客様がビッグモーターに車両引渡を行った後、その車両が発見された性能上または構造上の不具合によりビッグモーターに損害が発生し、売買契約書の規定に基づき、ビッグモーターよりお客様に対し請求できる場合であっても、その不具合部位等が裏面保証規約別表1に掲げる部位等に該当した場合は、その損害金請求権を放棄することを保証する制度です。ご契約者とビッグモーターとの間で締結された売買契約書の条項には、上記のように性能上または構造上の不具合が発見された場合、これによりビッグモーターに発生した損害等をご契約者様に対して請求させていただく旨が記載されております。

クレーム安心保証 (加入する 加入しない) ※「加入しない」欄に○印がある場合、または未記入の場合、本保証書は無効となります。

保証制度のご説明



【保証契約に関する重要な事項】クレーム安心保証

1.ご契約いただける方

この保証契約は、弊社と中古車売買契約を締結した方が、中古車売買契約の締結と同時に申し込まれる場合に限り、お申し込みいただけます。ただし、自動車関連業者の方(個人・法人)は、この保証をお申し込みいただけませんのでご注意ください。

2.契約概要

●ご契約に際して特に重要な事項を、この「契約概要」に記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込くださるようお願いいたします。
●本書面は、ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、裏面保証規約をご参照ください。また、ご不明な点につきましては、弊社までお問い合わせください。

(1)保証内容
この保証は、中古車売買契約を締結し、車両引渡された後、お客様が売却された車両に性能上または構造上の不具合が判明し、これにより弊社が被った損害につき、売買契約書第7条第1項第5、6号に基づきお客様に対し損害賠償請求が可能な場合であっても、その不具合部位等が裏面保証規約別表1に掲げる部位等に該当し、保証期間内の損害賠償請求である場合は、弊社がその損害賠償請求権を放棄することを保証するものです。

(2)保証期間
保証期間は、保証契約を締結した日(但し車両引渡後)から起算し10ヶ月間となります。

(3)保証料
保証料は、お客様が弊社と締結した売買契約書記載の売買契約金額、弊社が定める車両の区分により決定されます。具体的な金額につきましては、裏面保証規約をご参照ください。

(4)保証料払込(払込方法、払込時期)
保証料の払込方法は、下記いずれかの方法により、一括でのお支払いとなります。
1.お客様が売却した車両の売買契約金額から保証料全額を差し引いた金額を弊社から受領することに同意いただき、これをもって保証料の支払いとします。
2.お客様が売却した車両の売買契約金額が、保証料全額に充たない場合、その差額を現金にてお支払いいただきます。
3.保証料の全額を現金にてお支払いいただきます。
また、保証料の払込時期については、中古車売買契約締結時のみとなります。

(5)保証限度額
保証限度額は、保証期間を通算して100万円とします。

3.注意喚起情報

●ご契約に際して、お客様にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申込くださるようお願いいたします。
●本書面は、ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、裏面保証規約をご参照ください。また、ご不明な点につきましては、弊社までお問い合わせください。

- (1)告知義務
告知義務とは、お客様が保証契約をお申込する前に、契約の条件を設定するための重要な事実を弊社に申し出る義務を言います。
告知事項は、売買契約書に記載いただく事項です。
特に以下の内容を正確に記載してください。
●中古自動車の状態(売買契約書【契約車両の表示及び状況】欄)
- (2)保証期間の終了
保証期間満了時または、保証期間にかかわらず、保証期間の満了時までに損害請求額が通算して保証限度額に達した時、保証は終了するものとします。
- (3)保証の対象とならない場合
下記の事由に該当した場合は、保証の対象となりませんのでご注意ください。
●性能上または構造上の不具合部位等が、裏面保証規約別表1.に該当しない場合
●お客様に告知義務違反があった場合
- (4)クレーム安心保証解約返戻金の有無
本保証契約を解約される場合は、直接弊社までご連絡ください。なお、解約に際しましては、保証料は返還いたしませんので、ご注意ください。
- (5)保証契約の取消
保証契約締結後、次に掲げる事項に該当した場合、弊社は保証契約を取り消し、各号の定めに基づき対応するものとします。
1.お客様と弊社の中古車売買契約が解除された場合
保証料を領収済み場合は、全額返還いたします。
2.保証契約締結時に、お客様に詐欺の行為があったことが判明した場合
保証料を領収済みの場合でも、保証料を返還しません。
- (6)クーリングオフ
この保証契約は、クーリングオフの対象となりません。

本保証契約に関する説明を受け、クレーム安心保証契約を申込みます。

東京都港区六本木六丁目10番1号 株式会社 ビッグモーター 店 担当者 TEL		フリガナ お名前 印
〒 ご住所		自宅電話 () - () 携帯電話 ()
生年月日 大正・昭和・平成 年 月 日		満了日 開始日 下記保証開始日より10ヵ月後の応当日の午後24時まで 保証契約締結日 ※但し、車両引渡前に判明した車両の性能上または構造上の不具合には、本保証は適用されません。